

山梨県建築基準法施行条例の改正概要

(平成 30 年 10 月 16 日公布)

【平成 30 年 11 月 1 日施行】

- 一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料の追加 16万円
- 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料の追加
2万7千円